

商法の見地からのコーポレート・ガバナンス

元大東文化大学法学部教授・新潟大学名誉教授

中村 一彦

はじめに

コーポレート・ガバナンスという言葉は、アメリカにおいては、まず、法律の世界で使用されたものである。その後、経営学、経済学、会計学などの分野へ学際的に広がり、経済界でも実務上盛んに使用されるようになった。

最近の新聞によれば、「みずほコーポレート銀行」とか、不良債権問題に関する「金融再生プログラムの3原則」いわゆる竹中3原則の中にも「ガバナンスの強化」（優先株の普通株への転換、健全化計画未達成の場合は業務改善命令）という表現が登場する。このようにコーポレート・ガバナンスという言葉がコーポレートとか、ガバナンスという言葉に切り離されて、日常用語となり、一人歩きしている観がある。そうなるともはや学問的用語というよりも一種の流行語と化しているといえよう。コーポレート・ガバナンスに関する議論は、正に盛況である。

第1 コーポレート・ガバナンス論

1. コーポレート・ガバナンスの意義

コーポレート・ガバナンスという言葉が何を意味するかは、現在、学問的に必ずしも一致せず、むしろ、多義的に使用されている。ここでは、その意義、概念について、次のように整理してみた。

第1の見解は、大規模・公開会社（いわゆる「大会社」）においては、所有と経営が分離し、経営者支配が行われているという実情認識に立って、経営者が「適正な運営」を行なうにはどうしたらよいか、端的に言えば「経営者に対する統治」システムは何かを検討するものである。大会社は営利を目的とする存在であると同時に社会的存在であり、消費者、地域住民などに及ぼす影響が大きいから、この見解に立てば、当然、いわゆるステークホルダーの問題や企業の社会責任の問題を含むこととなる¹⁾。

第2の見解は、「会社は誰のものか」というテーマを改めて問い直すのがコーポレート・ガバナンス論であるとするものである。代表的なものは、自民党の商法に関する小委員会がまとめた「コーポレート・ガバナンスに関する商法等改正法案骨子」（平成9年9月8日）である。すなわち、①株式会社は株主のものであって、株式会社の主権者は株主とする（株主主権）、②株式会社は、株主の利益を最大にするように統治されなければならない（株主利益の最大化）と述べている。会社は株主のものであるという考え方は、資本主義の初期から存在していた。いわば、古典的な考え方

である。この考え方が「株主権の再生策」として、現在、強調されている⁽²⁾。

第3の見解は、第1の見解と第2の見解をミックスしたものである。いわば、広義の見解である。たとえば、奥島孝康教授は「アメリカでは、この概念は会社経営をどのようにコントロールするかという文脈で用いられることが多いようであるが、より端的に、企業の社会的責任を確保するために会社法はどうあるべきかという文脈で使われることもけっして少なくない。……コーポレート・ガバナンスという言葉で語られているものは、とどのつまりは、会社の主権者は誰か、あるいは、会社は誰のために経営されるべきか、という古くて新しい会社法上の根本命題が問い返されているように思われる⁽³⁾。」と述べている。

私は、第1の見解と第2の見解とでは、生成事情も、問題意識も、アプローチの仕方もかなり異なるものとする。したがって、それをミックスした第3の見解はあいまいな点を含むと言わざるをえない。そこで、私は、大会社は営利を目的とする存在であると同時に社会的存在でもあると解する第1の見解に立って、第2の見解（大会社も単に営利を目的とする存在と解する）との相違をできるだけ浮き彫りにするよう努めながら、考察を進めたい。

2. コーポレート・ガバナンス論の系譜・背景

(1) 第1の見解の系譜

前述した第1の見解のルーツ（源流）は、アメリカにおけるバーリ（A.A.Berle）とミーンズ（G.C.Means）の共著『近代株式会社と私有財産』（The Modern Corporation and Private Property）（1932年）にまで遡ることができる。両教授は、アメリカの大会社において、①経済力の集中、②株式所有の分散、③所有と支配の分離が行われ、その結果、経営者支配（management control）が確立したことを論証した。

私は、とくに、バーリとミーンズの次の言葉に留意する。「社会義務の確固たる制度」（a convincing system of community obligation）が作り出され、これが一般的に認められるときは、今日の株主は社会のより大きな利益のために道を譲らねばならないであろう。たとえば会社の経営者が公正な賃金、従業員の雇用保障、公衆への合理的なサービス、事業の安定化などを含む計画を樹てた時には、これらのすべてが株主から利潤の一部分を振り向けることになり、また、社会が一般に、このような計画を産業上の困難の論理的、人間的解決として承認するならば、株主の利益はこれに道を譲らなければならない」（Berle and Means, op. cit., p.356）。すなわち、大会社における経営者支配の実態を肯定するとしても、「社会義務の確固たる制度」が確立していることが当然の前提である。もし、この前提がないと、経営者が法や道徳の枠を超えて暴走する危険性がある。そこで、「社会主義の確固たる制度」を現代的に表現すれば、コーポレート・ガバナンスということになるのではないか。これが私の解釈である。

コーポレート・ガバナンスという言葉がアメリカの会社法の文献や資料に登場するのは、1970年代からである⁽⁴⁾が、1992年、アメリカ法律協会（The American Law Institute）が採択した『コーポレート・ガバナンスの原理—分析と勧告』（Principles of Corporate Governance: Analysis and Recommendations）（証券取引法研究会国際部会訳・日本証券経済研究所、平成6年）によれば、大会社は経済的制度であると同時に社会的制度である。同書は、会社の目的が利潤

の獲得であることを認めつつも、それが絶対的な目的であるという立場はとっていない。3つの点、すなわち①法の遵守（法を破ってまで利潤を追求することは許されない）、②道德律の考慮、③慈善寄附等、で営利目的の後退を認めている（第2.01条、会社の目的と行為）。

要するに、第1の見解においては、「会社は誰のものか」という問題よりも、「会社は誰が支配しているか」という問題が重要であり、さらに、問題意義は、「会社は誰のためにあるべきか」という方向へ移っているのである。

(2) 第2の見解の背景

「会社は誰のものか」という質問に対して「会社は株主のものである」という解答は、資本主義の初期から存在し、特に目新しい考え方ではない。現在でも、商法学界では、株主が会社の実質的所有者であり、会社の主権者であると解するのが通説である。ただ、バブルの絶頂期、日本では、「従業員主権論」が経営学を中心に主張されたことがある。ところが、近年、次に述べるような背景のもとで株主の主権者性が改めて議論されるようになったのである。

アメリカでは、1970年代を通じて、企業の競争力が低下し、収益も低下した。人員削減のための従業員の解雇や工場閉鎖が行われた。これらが契機となり、株主の利益をいかに守るかが問題となり、株主と経営者の問題が改めて取りあげられるようになった⁽⁵⁾。具体的にいえば、公的年金を中心とする機関投資家が「もの言う」株主として経営者に対し、会社の業績を高めるよう影響力の行使を始めた。ここで注意すべきことは株主の影響力の行使は業績の悪化した会社に限られ、業績の良い会社に関して、権利行使するものではないことである。

日本では、バブル経済が崩壊した平成後になって、①従業員中心の日本的経営の崩壊、②会社の業績の低迷、③株価の下落等の事情を背景に、株主の利益を増加するためにはどうすべきかが問題となり、コーポレート・ガバナンスの名において「株主（資本）の論理の復権」こそが、日本経済の再生に不可欠であるという主張が高まってきたのである⁽⁶⁾。

3. コーポレート・ガバナンスの目的

前述した第1の見解に立てば大会社は営利を目的とする存在であると同時に社会的存在であり、その社会的存在にふさわしい役割を負っている。したがって、会社は専ら利潤追求にのみ腐心することは許されない。コーポレート・ガバナンスの目的は、いわゆる企業の社会的責任に照らし、会社の「適正な運営」を確保することにある。ここで「適正な」運営というのは、会社をめぐるステークホルダー（株主、債権者、従業員、消費者、地域住民など）の利益を公正・妥当に調整することにほかならない。一方、第2の見解に立てば、①会社は営利を目的とする存在であり、②株主は会社の主権者であり、③会社は株主の利益を最大化する必要があるから、コーポレート・ガバナンスの目的は「効率性」を重視することとなろう。第3の見解は、第1と第2の見解をミックスしたものであるから、当然、「適正性」と「効率性」の両者をコーポレート・ガバナンスの目的として掲げることとなろう。

経済団体連合会の「コーポレート・ガバナンスのあり方に関する緊急提言」は、「企業は、平素より、経営効率の向上、株主重視の方針の実践に努めているところであるが、加えて、企業倫理の

確立と経営の健全性確保という見地から実効性あるコーポレート・ガバナンスの実現が望まれている」と述べている（1997年9月16日）。商法学界でも適正性と効率性の両者を目的に掲げる者が多い⁷⁾。

しかし、最近では、景気の低迷という時代の風潮を反映してか、適正性よりも効率性を強調する論者が少なくない。たとえば、宍戸善一教授は「コーポレート・ガバナンスの議論においては経営者に対するモニタリングの必要性のみが強調されるきらいがあるが、効率的な経営が行われるためには経営者がある程度長期的視点に立って、その人的資源を当該事業に投下できるような状況が不可欠である。モニタリングが効きすぎて、経営者の地位が不安定になると、経営のインセンティブが損われる。要は経営に対するモニタリングと経営の自律性のバランスをいかにとるかということである⁸⁾」と説き、経営の効率性に傾く。また、江頭憲治郎教授は「コーポレート・ガバナンスの最重要課題は、企業不祥事防止のための経営・管理機構の構築ではなく、経営効率の向上のためのそれである。前者は病理現象にすぎないのに対し、後者は、いつの時代のいかなる企業にとっても恒常的な課題だからである⁹⁾」と説き、効率性を重視する。久保利英明弁護士にいたっては、「経営の効率性（利益の最大化）こそコーポレート・ガバナンスの中心である¹⁰⁾」と説き、もはや適正性という言葉は欠落している。

私は、営利法人である会社にとって利潤を追求することは当然であり、そのために効率性を確保することも当たり前と思う。効率性を確保することは、法による強制がなくとも、まず、経営者自身が取り組む問題である。もし、効率が悪く、良い商品を安く売ることができなければ、会社は倒産するほかない。したがって、効率性は、本来コーポレート・ガバナンス以前の問題であると私は考える。

しかし、そうは言っても、経営の効率性を確保するための制度、システムということになれば、商法上、法的手当をすることは必要である。しかし、そのことをコーポレート・ガバナンスの名において、少なくとも法律上論ずることには疑問がある。法制度の在り方として、すなわち、経営者の暴走による企業不祥事が生じないよう、適正な運営を確保するシステムの構築こそがコーポレート・ガバナンスの目的である。

経営の適正性と効率性とは平面上に並べてどちらがより重要かを論ずるような性格のものではない。効率的であっても適正性、公正性を歪めたり、阻害することがある。両者は次元の異なる問題である。私は効率性は、適正性を前提に、適正性を踏まえた上で認められる性格のものであると考える¹¹⁾。

第2 コーポレート・ガバナンスと会社法

1. 会社法改正の傾向

(1) 適正性の強化

日本では、昭和40年代後半に公害問題（四日市喘息、イタイイタイ病、水俣病など）が発生し、企業の社会的責任を追及する世論が盛りあがった。このような事情は国会にも反映し、衆議院では昭和48年7月3日、参議院では昭和49年2月22日、それぞれ法務委員会において附帯決議が行わ

れ、企業がその社会的責任を全うするための商法改正案を国会に提出するよう政府に要求するにいたった。したがって、この時期の商法改正は、適正性強化の方向で進められた。

昭和49年の改正では、監査役に会計監査権限だけではなく、業務監査権限を与え、その地位を強化した。また、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」（以下、「商法特例法」という）を制定し、資本金5億円以上の大会社には会計監査人による会計監査を強化した。

昭和56年の改正では、①株式制度の適正化（親会社株式の取得禁止、相互保有株式の議決権制限等）、②株主総会運営の適正化（株主の提案権の認容、取締役の説明義務の法定、議長権限の強化、無償の利益供与の禁止等）、③取締役・取締役会制度の適正化（取締役会の業務執行についての監督権、取締役会の専決事項の法定等）、④監査役権限の充実・強化（使用人に対する報告請求権の法定、監査役を取締役会招集請求権の新設、監査役報酬の分別決定等）などである。また、商法特例法においても、①会計監査人の地位の安定化（株主総会における選任・解任等）、②複数・常勤監査役制度の採用などの改正が行われた。

平成5年の改正では、①株主による会社の業務執行に対する監督是正機能の強化（株主代表訴訟の申立手数料8,200円、株主の会計帳簿閲覧権の持株要件を3パーセントに緩和）、②監査役の機能の強化（監査役の任期3年に伸長）などである。商法特例法においても、大会社について監査役3人以上に増員、社外監査役、監査役会制度の導入などの改正が行われた。

平成9年には総会屋行為に対する罰則が強化された。

平成13年には、監査役機能がさらに強化された。監査役の任期を4年に伸長、監査役を取締役会への出席義務・意見陳述義務の法定、株主総会における監査役の辞任理由の陳述権の法定等である。商法特例法においても、社外監査役の要件が強化され、員数も監査役の半数以上に増員された。また、大会社における監査役の選任について、監査役会の同意権・提案権が法定された。

（2）効率性の強化

平成6年には、自己株式取得規制の緩和が行われた。すなわち、①使用人に譲渡するための自己株式取得、②定時総会の決議にもとづく株式消却のための自己株式取得などである。

平成9年には、初めての議員立法によるストック・オプション制度が法定された。また、取締役会決議だけで株式消却ができるよう「株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律」が議員立法として制定された。

国際競争の激化に対応するための企業再編に関する改正が、平成9年（合併手続の簡素・合理化）、平成11年（株式交換・株式移転制度の法定）、平成12年（会社分割制度の法定）と続いた。

平成13年には、議員立法による金庫株の解禁が行われた。またITなど高度情報化社会に対応するための会社関係書類の電子化、企業の資金調達手段の改善になる株式制度の見直しが行われた。さらに、議員立法による取締役の会社に対する責任軽減、株主代表訴訟制度の見直し（訴訟上の和解による取締役の責任免除、取締役を補助するための会社の参加等）がなされた。

平成14年には、株主総会の特別決議の定足数の緩和が行われた。商法特例法においては、大会社における取締役会の機動性・効率性の欠如を克服するために、重要財産委員会制度が導入され、また、新株や社債の発行の決定も含めた取締役会決議事項を大幅に執行役に委任することを可能にしつつ、執行役を監督する機関制度として委員会等設置会社制度が法定された。

以上、昭和49年の改正から平成14年の改正までを概観したが、前半は適正性の強化の傾向が続いたが、後半とくに最近になって効率性の強化傾向が顕著になっていることが分かる。企業の競争力の向上、グローバル化への対応など、経済界からの要請に基づくものである。これも時代の流れであろうか。

適正性は、適法性、公正性、健全性と類似概念であり、規制強化に結びつくが、効率性は、規制緩和、会社法の任意法規化に結びつくものと思われる。

2. 重要財産委員会と委員会等設置会社に関する法制度の検討

(1) 重要財産委員会（従来型）

重要財産委員会（平成14年新設）は、實際上多くの会社で定着している常務会または経営委員会の制度を法制化したものである。法制化の背景は、端的に言えば取締役会の形骸化、無機能化にある。すなわち、①大会社では取締役の人数が多いこと、②取締役が部長、支店長などを兼務する、いわゆる使用人兼務取締役が多く日常業務に追われがちであること、③取締役の大部分が社内取締役であり、実際には社長の意見を追認するにすぎないこと、などによって取締役会が無機能化している⁹²。重要財産委員会は、重要財産の処分および譲受（商260条2項1号）と多額の借財（同条同項2号）について機動的・効率的な運営をするために設けられたものである（商特1条の3第5項）。

重要財産委員会を設置できる会社は、商法特例法上の大会社または会計監査人による監査を受ける旨を定款で定めた会社（いわゆる「みなし大会社」）であり、①取締役の数が10人以上であること、②取締役のうち1人以上が社外取締役であることという要件を満たし、さらに取締役会の設置決議が必要である（商特1条の3第1項）。

「社外取締役1人以上」という要件が附加されたのは、取締役会における決議の公正、適正を期するためというのが理由であるが、わずか1名では、取締役会の決議に与える影響は皆無といわないまでも、ごく僅かであろう。一種の免罪符的役割、経営者の責任を免れる「目くらまし」的役割を果たすおそれがある。

また、適正性の視点からみれば、少なくとも、取締役会の監督機関としての機能を骨抜きにするおそれのある「使用人兼務取締役」の制度は禁止すべきではあるまいか。

さらに、監査役（社外監査役を含む）は取締役会に出席する義務・意見陳述義務があり（商260条ノ3第1項）、重要財産委員会への出席義務、意見陳述義務もあるが（商特1条の4第3項）、とくに社外監査役と社外取締役について、両者の理論上、運用上の整合性が気がりである。今後、掘り下げた検討が必要となろう⁹³。

(2) 委員会等設置会社（新型）

委員会等設置会社（平成14年新設）を選択するメリットは、端的に言えば、迅速で、効率的な運営ができることである。すなわち、①利益処分の決定権限は、株主総会ではなく取締役会にあること（商特21条の31第1項）、②取締役、執行役の報酬の決定権限は、株主総会ではなく報酬委員会にあること（商特21条の8第3項）、③重要財産の処分・譲受、多額の借財、自己株式の処分、

株式の分割、新株・社債発行など、業務執行の意思決定に関する多くの部分を取締役会が執行役に委任することができること、などである。

委員会等設置会社とは、商法特例法上の大会社とみなし大会社であって、委員会等設置会社に関する特例の適用を受ける旨定款に規定した会社である（商特1条の2第3項）。この会社では、いずれも社外取締役が過半数を占める指名・監査・報酬の3委員会を必置する（商特21条の5第1項）とともに、業務執行を担当する役員として執行役を置き（商特21条の12以下）、監査役を置くことはできない（商特21条の5第2項）。いわゆるアメリカ型の機関制度である。

指名委員会は、株主総会に提出する取締役の選任・解任に関する議案の内容を決定する委員会である（商特21条の8第1項）。

監査委員会は、①取締役および執行役の執務執行の監査、②株主総会に提出する会計監査人の選任および解任等に関する議案の内容を決定する委員会である（商特21条の8第2項）。

報酬委員会は、取締役および執行役の「個人別」報酬の内容を決定する委員会である（商特21条の8第3項）。

平成14年改正法は、執行役の業務執行に対する監査委員会または取締役会の監査・監督機能について配慮していると言われるが、①執行役（マネジメント）と取締役（ガバナンス）とを完全に分離していないこと、②各種委員会では社外取締役が過半数必要であるが、取締役会における社外取締役の人数については、とくに要求していないこと、③取締役会の議長と代表執行役とが分離していないこと、などから適正性の点では疑問がある。改正法の立場は効率性優先に傾いている。たとえば、社外取締役を2名とし、監査委員会のメンバーで執行役を兼ねない社内取締役を1名とし、その他を執行役兼務の社内取締役という構成にすれば、代表執行役兼務社内取締役の思い通りにやれる仕組みとなる。したがって、①執行役と取締役を完全に分離すべきか否か、②取締役会の議長を社外取締役とすべきか否か、③取締役会の過半数を社外取締役とすべきか否か、などについて、改めて検討する必要がある。

また、3つの委員会を執行役の隠れ蓑としないためにも、アメリカにおいて、エンロン事件を契機に成立施行された「企業改革法（サーベンス・オクスレー法）」のように、委員会のメンバーを全員社外取締役とすべきか否か改めて検討する必要がある。

さらに、適正性には「社会的公正性」を含むという視点に立てば、すでに欧米において実施されている「社会的責任委員会¹⁰」を取締役会の下に設けるべきか否か、議論されてしかるべきであろう。

おわりに

一般に、コーポレート・ガバナンス論は多義的に議論されているが私は本稿において代表的見解は、①長い歴史をもつ本来のガバナンス論すなわち「経営者に対する統治論」（既述の第1の見解）と②最近、景気の低迷などを背景に強調され、勢いを増している「株主主権論」（第2の見解）があることを指摘した。私は両者は生成事情、問題意識、アプローチの仕方など、かなり異質であると考えている。

第1の見解と第2の見解との相異点を、現在、思いつくまま、一応列挙してみたい。①前者は、

そのルーツをバーリとミーンズの研究にまで遡るが、後者は、比較的近年の景気の低迷を背景とする。②前者は、大会社を営利を目的とする存在と同時に社会的存在と見るので、企業の社会的責任やステークホルダーの利益の調整をも議論の対象とするが(多元的)、後者は、大会社でも単に営利を目的とする存在と見るので、議論の対象は株主と経営者の関係に限定する(一元的)。③前者は、利益の最大化を必ずしも目標とはせず、長期的視点に立つが、後者は、短期的視点から利益の最大化を目標とする。④前者は適正性、公正性、適法性などを目的とするが、後者は効率性を重視する。⑤前者は、経営者の暴走による不祥事件の防止と深く係わるが、後者は、景気の回復や企業の競争力の向上に係わる。⑥前者は規制強化を指向するが、後者は、むしろ、規制の緩和を指向する。なお、これらの相異点の詳細な論証は後日を期したいと思う。

注

- (1) 龍田節『コーポレート・ガバナンス——アメリカ法律協会「コーポレート・ガバナンスの原理：分析と勧告」の研究——』69頁(日本証券経済研究所、平6)、正井章彦「監査役制度の改革——自民党試案骨子について」法時70巻4号32頁、中村一彦『企業の社会的責任と会社法』6頁(信山社、平9)、倉沢康一郎「株式会社法改正と理論の役割」法セ516号73頁、上村達男「株主、企業の『主』ではない」日本経済新聞平成9年10月7日付、永井和之「コーポレート・ガバナンスと立法過程」民商117巻4・5号4頁、川村正幸「会社法とコーポレート・ガバナンス——アメリカの議論を参考にして——」一橋論叢111巻4号68頁。
- (2) 上田晶平・久米保則「米国のコーポレート・ガバナンスの現状——株主として企業経営に影響を与える公的年金」ニッセイ基礎研究所調査月報1993年7月号39頁、中島修三(発言)『会社はだれのものか』15頁(金融財政事情研究会、平5)。
- (3) 奥島孝康「国際化に対応した日本のコーポレート・ガバナンスのあり方」『コーポレート・ガバナンス——新しい危機管理の研究』72頁(金融財政事情研究会、平8)、江頭憲治郎「コーポレート・ガバナンス——会社法における視座」『経営のアカウンタビリティを問う』(成文堂、平8)、森本滋「コーポレート・ガバナンスと商法改正『商法・経済法の諸問題』〔川又良也先生還暦記念〕113頁(商事法務研究会、平6)、末永敏和『コーポレート・ガバナンスと会社法』41頁(中央経済社、平12)。
- (4) たとえばConard, Corporations in Perspective (1976) の第8章「The Governance of Business Corporations」第9章「Judicial Regulation of Corporate Governance」参照。
- (5) 出見世信之『企業統治問題の経営学的研究』111頁(文真堂、平9)。
- (6) 江頭・前掲注(3)18頁、中島・前掲注(3)15頁。
- (7) 末永・前掲注(3)41頁、川濱昇「取締役会の監督機能」『企業の健全性と取締役の責任』25頁(有斐閣、平9)、森本・前掲注(3)113頁、江頭・前掲注(3)20頁、宍戸善一「日米比較コーポレート・ガバナンスと商法改正論議への示唆」民商117巻4・5号91頁。
- (8) 宍戸・前掲注(7)91頁。
- (9) 江頭憲治郎「自民党の商法等改正試案骨子と監査役・監査役会」商事1470号21頁。
- (10) 久保利英明「構造的欠陥を露呈する日本のコーポレート・ガバナンス」『日本型コーポレート・ガバナンス』1頁、(日刊工業新聞社、平10)。

- (11) 谷本寛治「企業システムのガバナンスとステイクホルダー——アメリカにおけるコーポレート・ガバナンスと社会——」『現代の企業システム』29頁（税務経理協会、平12）、正井教授は、コーポレート・ガバナンス論は、経営者をコントロールするシステムの構築が中心をなすものであり、「経営の効率性」は、その法的枠組みの中で追求されるものであり、第2次的なものであると指摘する。前掲注(1)28頁。川村教授は、経済的効率性と正義・公平の実現とは一致しないと主張する。前掲注(1)76頁。
- (12) 服部榮三「機関」『企業組織』〔経営法学全集3巻〕60頁（ダイヤモンド社、昭40）。
- (13) 中村一彦「コーポレート・ガバナンスと重要財産委員会制度——従来型の運営管理機構」判タ1093号96頁以下。
- (14) 谷本・前掲注(11)40頁、クリフトン R, ウォートン・ジュニア「単純にNOに投票せよ」ダイヤモンド・ハーバード・ビジネス1992年2・3月号57頁参照。